

やまがた健康づくり大賞選考委員会運営要領

1 目的

この要領は、やまがた健康づくり大賞授賞要綱第5条第2項の規定に基づき、やまがた健康づくり大賞選考委員会（以下「委員会」という。）の運営及び審査方法等に関し、必要な事項を定める。

2 委員会の構成

(1) 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- ア 学識経験者2名
- イ 保健医療関係者1名
- ウ 山形労働局1名
- エ 山形県健康福祉部1名

(2) 委員会の座長は、委員の互選により定める。

3 審査方法

推薦のあった企業及び団体等（以下「団体等」という。）について、次に掲げる必須要件を満たした団体等を対象に、評価項目に基づいて審査する。

(1) 必須要件

- ア 山形県表彰規則及び山形県表彰事務取扱要領の定めるところにより、被顕彰者として適当でないと認められる行為がないこと。
- イ アの他、健康経営部門においては、以下の要件を満たしていること。
 - ① 健康経営に取り組むことを事業所の内外に発信していること。
 - ② 受動喫煙防止対策として以下の要件を満たしていること。
 - I 改正健康増進法を遵守していること。
 - II 山形県受動喫煙防止条例で定める努力義務を実践していること。
 - ③ 健康診断等の実施状況が以下の要件を満たしていること。
 - I 特定健康診査の受診率 70%以上
 - II 特定保健指導の終了率 45%以上
 - III 胃、肺、大腸、子宮、乳がんのいずれか1項目以上のがん検診の受診率 60%以上

(2) 評価項目

- ア 継続性 : 継続的かつ定期的に取り組みが行われ、今後も活動の継続が期待できるか。
- イ 波及性 : 他への波及効果が期待できる取り組みであるか。
- ウ 創意工夫 : 先進的で創意工夫に富んだ取り組みであるか。
- エ 地域性 : 地域の実情に合った働き方改革や山形ならではの魅力ある取り組みを実践しているか。

4 選考方法

各委員の審査をもとに、委員の合議により総合的に判断し選考する。

5 事務局

委員会の事務を処理するため、事務局を健康福祉部健康づくり推進課に置く。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 8 日から施行する。